

第1回あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会会議録要旨

平成23年7月14日(木)

午前10時から正午まで

あま市役所本庁舎 3階 市長公室

1 出席者等

出席者等 (委員)	15名
(アドバイザー)	1名
(市側)	7名
(傍聴者)	0名

2 市長あいさつ要旨

- 今までは行政が条例を策定していたが、この条例は市民の皆さんと協働で作っていききたい。
- 条例を作るだけではなく、作った後も条例にのっとりながら実効性を持たせなければいけないので、いろいろなご意見をいただきたい。

3 委員長及び副委員長の選出

あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会設置要綱第4条第2項に基づき、委員長には佐藤敬治委員が選出された。また、副委員長には委員長の指名により永田大嗣委員が選ばれた。

4 議題

【説明要旨】

1) あま市パートナーシップ条例(仮称)の趣旨等について

- 様々な活動主体がそれぞれの役割と責任を果たしながら、地域の繋がりや絆を強め、市民が一生涯住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指すために必要な基本理念やルールなどを定める条例を策定する。
- 地域による自己決定、自己責任によるまちづくりが地方分権の本来のあり方であるため、行政だけが担うのではなく、地域の構成員である市民等が力を結集して地域の様々な課題に対して協働していくこと、また、福祉の充実が求められる中、そのサービスの提供を誰がどのような形で担うかという大きな課題に対し、地域の様々な主体が協力して持続可能な形で限られた資源を効率的・効果的に活用できる仕組みを構築していくことが必要である。
- 条例を制定することにより、市民、行政等の意思を明確にし、一過性ではなく、継続した制度や取り組みにすることができ、条例の策定自体をオープンな形で市民と協議を重ね、協働で行うこと自体に意味がある。

○事務局等と調整をしながら、パブリックコメントなど市民の意見を反映したものを委員会で提言書にまとめ、市長へ提出し、その後、条例案として市議会へ上程する。

2) 今後のスケジュールについて

○議会への上程が12月であれば8月から10月、3月であれば8月から12月にかけて協働のあり方、協働のための仕組みやルール、現状、問題点、協働事例など身近な取り組みの中から意見を出してもらい、条例に盛り込むべき内容のたたき台について議論をいただき、条例素案を含めた形での提言書の作成をお願いします。

○自主的な勉強会を開催し、他団体の条例の研究や条例に盛り込むべき内容等をアドバイザーや事務局と検討し、一緒に素案づくりやたたき台の作成をする。

【質疑応答】

Q 条例はどんな制約があるのか。もし、違反した時はどうなるのか。

A 違反を規制する条例ではないため、罰則はない。それぞれの役割分担を明確にする自治体のルール、約束事である。